

### 《機器及び材料》

- ・ 機器及び材料(以下「機材」という)は、新品として、監督員の検査を受けて合格したものとする。
- ・ 機材の品質が明記されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。
- ・ 設計図書に「JISマ-ク表示品目」と指定された機材は、J I Sマ - クの表示のあるものとする。
- ・ 機材の搬入ごとに、その機材が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督員に文書で速やかに報告する。ただし、軽易な機材については、監督員の承諾を受けて報告書を省略することができる。
- ・ 機材種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、軽易な機材については、監督員の承諾を受けて省略することができる。
- ・ 合格した機材と同じ種類の機材は、監督員が特に指示する機材を除き、以後の使用は承諾されたものとする。
- ・ 試験は、下記の場合に行う。
  - (1) 設計図書に定められた場合
  - (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
- ・ 試験方法はJ I S（日本工業規格）、J E C（電気学会電気規格調査会）、J E M（日本電気工業会規格）などに定めのある場合は、それによる。
- ・ 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督員に提出する。

### 《施 工》

- ・ 施工は、すべて設計図書に示された内容がその機能を完全に発揮するように誠実に行う。
- ・ 施工は、設計図書及び監督員の承諾を受けた工程表、施工計画書、製作図、施工図などに従って行う。
- ・ 施工の一工程を完了したときは、その施工が設計図書に定められた条件に適合することを確認する。また、確認した事項を適時監督員に文書により報告する。
- ・ 設計図書に定められた場合、上記にわり報告された場合及び監督員の指定した工程に達した場合は監督員の検査を受ける。
- ・ 合格した工程と同じ工法により施工した部分については、以後の検査は、抽出検査とする。ただし、監督員が特に指示したものは、この限りでない。
- ・ 設計図書に示された場合及び監督員が特に指示する場合は監督員の立会いを受ける。
- ・ 試験は、下記の場合に行う。
  - (1) 設計図書に定められた場合
  - (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
- ・ 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督員に提出する。

### 《記 録》

- ・ 工事の全般的な経過を記載した文書を、原則として毎週作成し、監督員に提出する。
- ・ 監督員が指示した事項又は監督員と協議した事項について、記録し、監督員に提出する。ただし、軽易な事項については、監督員の承諾を受けて省略することができる。

- ・ 監督員が、施工の適切なことを証明する必要があると認め指示する場合は、工事写真、見本品、試験成績書、など必要な資料を整備して提出する。
- ・ 工事が完成（中間完成を除く）したとき、監督員の指示により完成図、保守に関する指導案内書、試験成績書などを作成し、監督員に提出する。
- ・ 完成図は、工事完成時における内容の現状を示した下記のものとする。
  - (1) 図面の種類  
配置図、付近見取図、改修平面図、改修立面図  
電気平面配線図、電気系統図
  - (2) 様式  
原図は、トレ - シングペ - パに鉛筆書きとし、記載する文字、寸法、縮尺、図示記号などは設計図書に準ずる。
  - (3) 記載上の注意  
すべての設計変更及び現場変更後の状態を明確に記載する。
  - (4) 提出部数  
原図及びその陽画複写図(2部)を提出する。  
ただし、製作図の場合は、原図は不要とする。

#### 1.-2 工事項目

《仮設工事》 ..... 別途工事とする。

#### 《土工事》

- ・ 根切りは、周辺の状況、土質、地下水の状態などに適した工法とし、土砂が崩壊しないよう、適切なのりを付けるか又は山止めを設ける。
- ・ 地中埋設物は、事前に調査し、地中配線、ガス管などに掘当たった場合は、これらを損傷しないように注意し、必要に応じて緊急処置を行い、監督員及び関係者と協議して処理する。
- ・ 埋戻し及び盛り土は、原則として根切り土の中の良質土を使用し、締固め、余盛りは、土質に応じて行う。

#### 《地業工事》

- ・ 砂利地業は、下記による。
  - (1) 砂利は、切込み砂利又は切込み砕石とし、最大粒径は45mm程度とする。
  - (2) 根切り底に、砂利を敷ならし、十分締固める。
  - (3) 砂利地業の厚さは100mm以上とする。
- ・ 捨コンクリ - ト地業は、下記による。
  - (1) コンクリ - トの種類は普通コンクリ - トとし、原則として、レディミクストコンクリ - トの規格品とする。
  - (2) コンクリ - トの設計基準強度は、150kgf/cm<sup>2</sup>以上とする。
  - (3) 捨コンクリ - トの厚さは、60mm以上とする。

《足場工事》 ..... 別途工事とする。

《研り工事》 ..... 別途工事とする。(鉄筋処理-1)  
本工法による。(鉄筋処理-2)

《左官工事》……………本工法による。

《溶接工事》

- ・ 工事現場で行う溶接部は、清掃を行い、溶接後の表面はできるだけ滑らかにする。
- ・ 溶接部の余盛りは、最小限に行う。
- ・ 溶接作業中は、漏電、電撃、アークなどによる人身事故及び火災の防止処置を十分に行う。
- ・ 鉄骨に溶接を行う場合は、鉄骨に悪影響のないことを確かめ、監督員の承諾を受けて施工する。
- ・ 溶接工は、JIS Z 3801「溶接技術検定における試験方法及び判定基準」による検定に合格した者とし、監督員の承諾を受ける。ただし、軽易な作業で監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

《塗装工事》……………本工法による。

《電気工事》

- ・ 低圧引込工事……………電気設備工事共通仕様書による。
- ・ 電話引込工事……………電気設備工事共通仕様書による。
- ・ 制御配線工事……………電気設備工事共通仕様書による。

工事の計画にあたっては、上記の1. - 1「一般事項」および1. - 2「工事項目」に準拠して、完全に施工を行うよう計画する。

また工事の施工区分は、下記のとうりとする。

別 途 工 事	本 工 事
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 仮設工事</li><li>・ 外部足場の組立および解体</li><li>・ コンクリートの下地状況調査</li><li>・ 浮き部ひび割れ等の斫り及びUカット</li><li>・ 鉄筋処理 - 1（錆の除去作業）</li><li>・ 断面修復</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 鉄筋処理 - 2（主筋、帯筋の電氣的接続作業）</li></ul> 以降、左記別途工事に記載された工事項目以外の工事

